

議案第4号

取手市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和30年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

会計年度任用職員の任用時におけるサービスの宣誓の方法について、任用形態や任用手続に応じた別段の定めを設けることができるようにするほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)第31条の規定に基づき、<u>職員サービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者<u>又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、様式第1号又は様式第2号による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</u></p> <p>2 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p>第3条 地震、火災、水害<u>又はこれらに類する緊急の事態に際し、任命権者において必要がある場合においては、前条の規定にかかわらず、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</u></p> | <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、<u>職員サービスの宣誓に関し、規定することを目的とする。</u></p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者<u>または任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式第1、別記様式第2による宣誓書に署名しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による宣誓をしてからでなければ、職員は、その職務を行ってはならない。</u></p> <p>第3条 地震、火災、水害<u>またはこれ等に類する緊急の事態に際し、任命権者において必要ある場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、宣誓を行なう前においても職員にその職務を行なわせることができる。</u></p> |

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

| |
|--|
| <p>宣 誓 書</p> |
| <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> |
| <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> |
| <p>年 月 日</p> |
| <p>氏 名</p> |

様式第2号（第2条関係）

| |
|--|
| <p>(消防職員)</p> <p>宣 誓 書</p> |
| <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> |
| <p>年 月 日</p> |
| <p>氏 名</p> |

付 則

この条例は、公布の日から施行する。